

(2) 健康障害防止に係る指導状況 (指導票を交付したもの)

過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 101 (14) 事業場 (52.9% (43.8%)) に対して、時間外労働の削減、長時間労働を行った労働者に対し医師による面接指導を実施することなどの過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導した。

指導事業場数		面接指導の 実施 (注 2)	衛生委員会 等における 調査審議の 実施 (注 3)	月 45 時間以 内への削減 (注 4)	月 80 時間以 内への削減 (注 5)	面接指導等が 実施出来る仕 組みの整備等 (注 6)
101		25	52	53	48	14
徳島	21	7	6	10	11	1
香川	27	8	19	11	16	6
愛媛	39	9	24	23	16	6
高知	14	1	3	9	5	1

(注 1) 指導事項は、重複があり得る。

(注 2) 2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者等について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注 3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注 4) 時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

(注 5) 時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

(注 6) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち 57(8)事業場(29.8%(25.0%)) に対して、労働時間の管理が不適切であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

指導事業場数	始業・終業時刻の確認・記録(基準2(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(基準2(5))	労使協議組織の活用(基準2(6))
		自己申告制の説明(基準2(3)ア)	実態調査の実施(基準2(3)イ)	適正な申告の阻害要因の排除(基準2(3)ウ)		
57	37	13	21	6	1	0
徳島	9	6	3	4	0	0
香川	16	10	2	5	6	1
愛媛	24	17	6	8	0	0
高知	8	4	2	4	0	0

(注1) 指導事項は、重複があり得る。

(注2) 各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示している。

(3) 重点監督において把握した実態

違法な時間外労働があった93(8)事業場において、時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、19(1)事業場で1月100時間を、4(0)事業場で1月150時間を、2(0)事業場で1月200時間を超えていた。

	違法な時間外労働があった事業場数	1月当たり45時間以下	1月当たり45時間超80時間以下	1月当たり80時間超100時間以下	1月当たり100時間超150時間以下	1月当たり150時間超200時間以下	1月当たり200時間超
四国	93	24	34	16	15	2	2
徳島	22	7	6	2	5	1	1
香川	25	3	10	5	7	0	0
愛媛	38	12	14	8	2	1	1
高知	8	2	4	1	1	0	0